

第1章 総論

(1) 背景

微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントの問題、石綿の規制強化や新たな水銀の規制など、最近の大気保全行政を取り巻く情勢の変化に対応するため、本県における大気環境保全施策の見直しを行う

(2) 計画期間及び対象地域

計画期間：平成29年度から概ね5年間 対象地域：県内全域

第2章 大気環境の現況及び将来予測

(1) 環境基準等の達成状況

達成	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )、二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、浮遊粒子状物質(SPM)、有害大気汚染物質(ベンゼン、ジクロロメタン等14物質)
未達成	光化学オキシダント(Ox) [全国の達成率0%] 微小粒子状物質(PM2.5) [28年度は初めて達成]

(2) 注意報等の発令状況

光化学オキシダント	29年5月に注意報を発令(19年5月以来10年ぶり)
微小粒子状物質	26年2月に注意喚起を実施(2回)

(3) 硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量

将来の排出量はともに減少し、環境基準を達成する見込み

(4) 石綿(アスベスト)

石綿を含む可能性のある建築物の解体棟数は増加する見込み

(5) 揮発性有機化合物(VOC)・・・光化学オキシダントやPM2.5の原因物質

大気への排出量は近年減少傾向(H22 10,579t ⇒ H26 8,998t)  
大部分は大気汚染防止法の規制対象外の工場・事業場からの排出

第3章 主要課題

① 微小粒子状物質対策(PM2.5)

⇒ 発生源に関する知見を集積しつつ、監視の継続と対策の検討が必要

② 光化学オキシダント対策

⇒ 原因物質(VOC、窒素酸化物)の排出削減、注意報発令時の速やかな情報伝達、健康被害対策が必要

③ 水銀の大気排出規制への対応

⇒ 水銀排出施設の実態把握、排出抑制に向けた監視指導が必要

④ 石綿飛散防止対策の徹底

⇒ 石綿の飛散防止のための法令順守の徹底、監視指導が必要

⑤ 化学物質管理及び有害大気汚染物質対策

⇒ 有害大気汚染物質の監視の継続、化学物質の適正管理と排出抑制が必要

⑥ 大気環境保全活動の推進

⑦ 県民への情報提供の充実

⑧ 国際的な環境問題に対する貢献

⑨ 調査研究の推進

⑩ 環境放射線モニタリングの充実



第4章 計画目標と施策の方向性

【目標】安全で健康的な大気環境の確保と次世代につなぐよよい大気環境づくり

⑨ <具体的な目標(2021年度)の設定> (全20項目のうち主なもの)

(1) 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止

指標	現況	目標
石綿除去作業現場の濃度基準達成率	100%	100%
水銀排出基準の達成率	—	100%

(2) 多様な主体の参加による大気環境保全活動の推進

指標	現況	目標
エコドライブ宣言者数	113,979人	140,000人
揮発性有機化合物の排出量	8,998ト	現況より減少させる

(3) 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備

指標	現況	目標
里山林の整備面積	2,381ha	3,600ha
以前より空気がきれいになったと感じる人の割合	18%	35%

第5章 計画の推進施策

1 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止

- (1) 大気環境の監視及び調査
- (2) 規制基準の順守指導
- (3) 事故の未然防止対策
- (4) 公害苦情処理及び紛争解決

2 多様な主体の参加による大気環境保全活動の推進

- (1) 県民による自主的な取組みの推進
- (2) 事業者による自主的な取組みの推進
- (3) 自動車排出ガスの低減に向けた取組みの推進
- (4) 地球温暖化防止につながる取組みの推進
- (5) 大気環境保全のための県の率先行動

3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備

- (1) 大気環境の向上に向けた環境整備
- (2) 大気環境保全に取り組む人づくり
- (3) 快適な大気環境実現のための調査研究の推進
- (4) 国際的な環境問題に対する貢献

<具体的な施策>

- ⑨ 大気汚染監視テレメータシステムの適切な運用 (適切な維持管理、情報提供及び計画的な更新)
- ⑨ 大気汚染常時観測局適正配置計画の推進
- ⑨ 微小粒子状物質(PM2.5)の監視及び調査の推進
- ⑨ 環境放射線モニタリングの実施
- ⑨ 石綿飛散防止対策の徹底のための監視指導
- ⑨ 水銀に係る規制基準の順守指導
- ⑨ 立山地域の排出ガス対策 (バスの排出ガスを規制、バスの購入費等を支援)
- ⑨ 化学物質の適正管理に向けた取組みの促進
- ⑨ 公害防止組織による管理体制の確保 (適切な施設の維持管理やデータ管理を指導助言)
- ⑨ 地域の環境保全に貢献する取組みの促進 (地域環境の向上に向けた自主的な取り組みを促進)
- ⑨ エコドライブ、次世代自動車の導入促進 (エコドライブ運動、次世代自動車の導入に向けた環境整備)
- ⑨ 省エネ設備及び再生可能エネルギーの導入促進
- ⑨ 県民への情報提供の充実



第6章 計画の推進体制

県民・民間団体等、事業者、行政のそれぞれが主体的に取組みを実施

【推進体制】 「環境とやま県民会議」や「エコドライブとやま推進協議会」等で意見交換を行い、施策に反映

【進捗管理】 施策の進捗状況や目標の達成状況等を定期的に確認し、環境白書等により公表

